

○揖斐川町広告掲載要綱

平成22年 3 月 25 日

告示第31号

改正 平成24年 5 月 9 日 告示第49号

平成24年 9 月 20 日 告示第101号

平成28年 5 月 12 日 告示第34号

令和元年 6 月 10 日 告示第57号

令和 2 年 5 月 1 日 告示第65号

令和 3 年 6 月 10 日 告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が所有する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町が所有する資産への広告掲載は、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 この告示において、広告媒体とは次に掲げるものをいう。

- (1) 町が管理するウェブサイト
- (2) 町が発行する印刷物
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載は行わないものとする。

- (1) 業務又は事業者に係る範囲

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する風俗営業又はそれに類似するものに係る広告

イ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業にかかる広告

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）による再生手続、更生手続又は破産手続中である者の広告

- エ 入札参加資格停止措置を受けている者の広告
 - オ 揖斐川町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年揖斐川町告示第71号）第3条に該当する者の広告
 - カ 商品先物取引に係る広告
 - キ 法律に定めのない医業類似行為を行う者の広告
 - ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者の広告
 - ケ 日本標準産業分類において次に掲げる業種に分類される者の広告
 - （ア） 専門サービス業中の興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
 - （イ） その他の生活関連サービス業中の他に分類されないその他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業に限る。）
 - （ウ） 娯楽業中の競輪、競馬等の競走場、競技団、パチンコホール、その他遊技場、芸妓業及び娯楽に附帯するサービス業（場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業に限る。）
 - （エ） その他の事業サービス中の民間職業紹介業及び他に分類されないその他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。）
 - （オ） 宗教
 - コ その他各種法令等に違反している者の広告
- （2） 広告の内容に係る範囲
- ア 法令に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの
 - ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの
 - エ 政治性のあるもの
 - オ 宗教性のあるもの
 - カ 社会問題についての主義主張をするもの
 - キ 虚偽、誇大であるもの
 - ク 著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
 - ケ 個人等の名刺広告
 - コ 他を誹謗、中傷等するもの
- （3） その他広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不適當で

あると認められる広告

- 2 ウェブサイトを広告とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者のウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、町長が次に掲げる事項を記載した募集要領を定め、行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料金
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、この告示及び前条の募集要領に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載に係る契約)

第7条 広告掲載に係る契約は、揖斐川町契約規則（平成17年揖斐川町規則第50号）に基づくものとする。

(広告主の責務)

第8条 前条の規定により広告掲載に係る契約を締結した者（以下「広告主」という。）は、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

(協議)

第9条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(広告審査会の設置)

第10条 次に掲げる事項について審査するため、揖斐川町広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 第6条の承認に関すること。

(2) その他広告媒体への広告掲載を適正に行うために必要な事項

- 2 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会は、審査結果に基づき、町長に提言することができる。
- 5 審査会は、町長が必要に応じて招集する。
- 6 審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。
- 9 審査会の庶務は、総務部政策広報課が処理する。

(審査に代わる回議)

第11条 緊急を要する事案又は軽易な事案については、委員の過半数に回議して、委員長の決定を受け、審査会の審査に代えることができる。

(その他)

第12条 その他広告掲載につき必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月9日告示第49号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(教育部長不在の間の読替規定)

- 2 教育部長不在の間、揖斐川町広告掲載要綱（平成22年揖斐川町告示第31号）別表中「教育部長」とあるのは「教育次長」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年9月20日告示第101号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年5月12日告示第34号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 10 日告示第 57 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 5 月 1 日告示第 65 号）

この告示は、公表の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 10 日告示第 66 号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第 10 条関係）

委員長	副町長
委員	技術参与 総務部長 住民福祉部長 産業建設部長 教育部長